

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集

在マラウイ日本国大使館（以下大使館）は、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（以下「草の根無償」という。）に関する業務の一部を実施する外部委嘱員を募集（1名）します。草の根無償は、マラウイの非営利団体（地方公共団体、NGO等）が国内で実施する比較的小規模なプロジェクト（施設や機材の整備）に必要な資金供与を行うものです。詳細は以下を参照ください。

・草の根無償について（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

1 外部委嘱員の業務概要

外部委嘱員とは、開発協力に係る専門知識・経験を有する方に、草の根無償の案件の要請発掘、審査、案件の進捗管理等の一連の作業の補助的業務を大使館が委嘱するもので、大使館職員となるものではありません。

具体的には、大使館の開発協力担当者の指示に従い、主として以下のような業務を行います。

- (1) 案件形成に係る調査、現地調査や要請内容について申請団体との調整
- (2) 資金供与をするプロジェクトの贈与契約の署名式や完工式のアレンジ
- (3) 被供与団体からの報告書や会計監査等の取付けと確認
- (4) 案件監理、案件の実施状況モニタリングや実施後の評価・フォローアップ
- (5) その他大使館が指示する草の根無償関連業務

草の根無償は国の施策として実施される業務のため、資金を供与する団体の選定、案件採択、資金供与の可否等の政策判断は大使館が行います。外部委嘱員は、大使館が行う政策判断に必要な事前調査、申請団体との調整、要請書・報告書の取付けやモニタリング等の作業を担当します。大使館の担当者と外部委嘱員は、常に情報を共有しながら草の根無償の業務処理を行いますので、外部委嘱員は、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはならない守秘義務が課せられます。

2 契約形態ほか

(1) 契約形態

外部委嘱員は、大使館との間で草の根無償関連業務にかかる業務委嘱契約（一般型委嘱契約）を交わし、委嘱契約期間の間、大使館が毎月一定額の謝金を支払います。雇用ではなく委嘱契約であるため、健康保険や傷害保険などの社会保険関係、旅券や査証の取得等の入国及び滞在に関する手続については、本人が行う必要があります。

(2) 謝金額

大使館の規定に基づき、能力や経験を踏まえて謝金額を決定します。日本からの渡航費については、規定に基づいて往復の航空賃（ディスカウント・エコノミー）、空港使用料、支度料及び住居費を支給します。

(3) 委嘱期間

2019年3月上旬から2020年3月31日まで（具体的な業務委嘱開始日は契約予定者と調整して決定。2019年3月末に一旦1年間の契約更新手続きを行う必要あり。なお、制度上は大使館及び外部委嘱者の双方の合意に基づき、3年間を上限に委嘱契約を更新することが可能。）

3 応募条件

(1) 国籍：日本国籍を有する方で、心身ともに健康な方

(2) 学歴：大卒又は同等の学歴を有すること

(3) 知識・技能等：

ア 英語及び日本語で、会話と文書の作成が可能であること

イ 開発協力に関する知識・経験を有すること

ウ 報告書作成に必要なワード・エクセルを始めとするパソコン操作（図表の作成等を含む。）ができること

4 応募方法

(1) 2018年11月30日（金）午前8時（マラウイ時間）までに、下記5に記載されている連絡用メール宛てに添付ファイルにて応募書類を送付してください（締切り日必着）。また、大使館から応募者に連絡できるメールアドレスを明記してください。

（※ご提出いただいた個人情報は、採用選考の目的のみに利用し、秘密は厳守します。）

応募書類：

ア 写真を添付した履歴書（日本語で記入）（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、資格を記載したもの。語学レベルについてはTOEICのスコア等を記載願います。）

イ 志望理由・自己PR（日本語でA4サイズ1～2枚程度）

(2) 選考方法

ア 第一次選考：書類選考

イ 第二次選考（第一次選考通過者のみ実施）：電話面接（語学能力チェックを含む。）又は可能であれば大使館での面接を実施。

(3) 選考スケジュール

- ア 募集締切り : 2018年11月30日(金)午前8時(マラウイ時間)必着
- イ 第一次選考 : 12月上旬に応募者全員に採否をメールで通知。
- ウ 第二次選考 : 12月以降に電話又は大使館での面接を実施。日時は第二次選考対象者と個別に調整。
- エ 第二次選考結果 : 面接後、第二次選考対象者に個別に連絡。
- オ 業務委嘱開始時期 : 2019年3月上旬を予定。具体的な業務委嘱開始日は契約予定者と調整して決定。

5 問い合わせ先(応募先)

電話 : +265-888-985-352

Email : embmalawi@lw.mofa.go.jp

開館時間 : 8:00-12:00, 13:15-17:00 (月~金)

担当 : 池田